

第25回 原子力委員会定例会議 議事録

<日時> 1991年6月25日(火) 10:30から

<場所> 原子力委員会会議室

<議題>

- (1) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)
- (2) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)
- (3) その他

<審議事項>

- (1) 議事録の確認
事務局作成の第24回原子力委員会臨時会議議事録(案)が了承された。
- (2) 四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号、2号及び3号原子炉施設の変更)について(答申)
- (2) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)
平成3年3月19日付け2資庁第9590号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る)に規定する基準の適用については妥当なものと認め、通商産業大臣あて答申することを決定した。
注) 本件は、燃料の効率的な使用等を図るため、燃料集合体最高燃焼度及び取替燃料の濃縮度を上昇させ、取替燃料の一部にガドリニア入り燃料を使用すること等を行うものである。
- (2) 東北電力株式会社女川原子力発電所の原子炉の設置変更(1号および2号原子炉施設の変更)について(答申)
平成3年2月15日付け2資庁第9675号をもって諮問のあった標記の件に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係わる部分に限る。)に規定する基準

の適用については妥当なもの認め、通商産業大臣あて答申する事を決定した。

注) 本件は、燃料の効率的な使用、制御棒の長寿命化、運転性の向上を図るため、それぞれ高燃料度8×8燃料、ハフニウム型制御棒、及び起動領域モニタ等を採用し、その他サイドバンカの設置、主蒸気隔離弁の形式の変更等を行うものである。